

美作市獣肉処理施設
「地美恵の郷みまさか」
指定管理者業務仕様書

美作市獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」 指定管理者業務仕様書目次

第1	管理業務の対象となる獣肉処理施設の概要	
1	美作市獣肉処理施設の設置目的	3
2	美作市獣肉処理施設が食肉処理する捕獲獣の捕獲区域	3
3	美作市獣肉処理施設の施設概要	3
第2	休業日	
1	休業日	3
2	休業日の変更	3
第3	管理運営体制	
1	責任者	3
2	職員	4
3	職員の選定	4
4	職員の研修	4
第4	業務内容	
1	管理業務内容	4
2	施設業務内容	5
3	貸与車両管理業務内容	6
第5	業務基準	
1	事業実施業務基準	6
2	管理業務基準	7
3	利用業務基準	11
4	運営業務基準	13
5	貸与車両管理業務基準	14
第6	管理運営に係る遵守事項	
1	管理運営に係る基本理念	15
2	関係法令の遵守	15
3	市と指定管理者で協議・調整を要する事項	16
4	市からの要請への協力	17
5	関係機関との協議、連絡調整	17
6	事故等発生時の対応	17
7	災害時における対応	17
8	受入個体数等の目標	17
9	業務委託等	17
10	経費の負担区分	18
11	会計の独立	19
12	用地の借上げ	19
13	リース物件の扱い	19
14	省エネルギー対策	19

15 喫煙対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第7 モニタリング	
1 モニタリングの方法・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2 業務不履行時の処理・・・・・・・・・・・・・・・・	20

添付書類

- (1) 美作市獣肉処理施設位置図（資料1）
- (2) 美作市獣肉処理施設配置図（資料2）
- (3) 美作市獣肉処理施設平面図（資料3）
- (4) 減容化施設平面図（資料4）
- (5) 美作市獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」の概要・減容化装置概要（資料5）
- (6) 施設等の維持管理に関する業務基準表（資料6）
- (7) 美作市獣肉処理施設稼働状況（令和2年度～令和6年度）（資料7）
- (8) R2～R6 美作市獣肉処理施設収支状況（資料8）
- (9) 美作市獣肉処理施設修繕状況（資料9）
- (10) 美作市獣肉処理施設備品台帳（平成24年度～令和6年度）（資料10）
- (11) 令和6年度美作市獣肉処理施設職員配置図（資料11）
- (12) 個人情報取扱特記事項（資料12）

この仕様書において、関係諸法令の標記を次のとおりとする。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）⇒地自法

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）⇒地自施行令

○美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例（平成25年美作市条例第16号）⇒条例

○美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年美作市規則第10号）⇒施行規則

○美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年美作市条例第55号）⇒指定手続等に関する条例

○美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年美作市規則第52号）⇒指定手続等に関する条例施行規則

○野生鳥獣の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について（平成26年11月14日付け）⇒国ガイドライン

○岡山県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン（イノシシ・ニホンジカ）（第3版）⇒県ガイドライン

○イノシシ・シカ肉に係る衛生管理ガイドライン（美作市獣肉処理施設への搬入基準）⇒美作市ガイドライン

美作市獣肉処理施設（以下「獣肉処理施設」という。）の維持管理に係る業務管理については、次に定めるとおりとする。

指定管理者は、仕様書を厳守し、獣肉処理施設の適正化かつ効率的な管理運営に努めなければならない。

第1 管理業務の対象となる獣肉処理施設の概要

1 獣肉処理施設の設置目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、農林水産業等に係る被害の防止を目的として捕獲した獣（イノシシ、ニホンジカ）を地域資源として有効利用し、特産品等の開発や販売、地域食材としての提供等を行い、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 獣肉処理施設が食肉処理する捕獲獣の捕獲区域

獣肉処理施設で食肉処理する捕獲獣の捕獲区域は、美作市内とする。ただし、真庭市内で捕獲された個体のうち、ジビエカーにより持ち込まれる枝肉についても処理することができる。

なお、上記以外から捕獲獣等を施設に持ち込む場合は、事前に市と協議を行うこと。

3 獣肉処理施設の施設概要

資料5「美作市獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」の概要・減容化施設概要」のとおり

第2 休業日

1 休業日

獣肉処理施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 美作市長（以下「市長」という。）が特に認めた日

2 休業日の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、獣肉処理施設の業務時間及び休業日を変更することができる。

第3 管理運営体制

獣肉処理施設の管理運営に係る業務の適切な遂行及び総合的な把握及び調整を行うため、獣肉処理施設に次の職員を配置しなければならないこととし、食肉処理作業を行う場合は、食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上獣肉処理施設に常駐しなければならない。

1 責任者

- (1) 施設長 1名
- (2) 一次処理責任者 1名

- (3) 二次処理責任者 1名
- (4) 減容化施設稼働責任者 1名

2 職員

(1) 獣肉処理施設管理運営職員

獣肉処理施設を適切かつ安全に管理運営するため、必要な職員数を確保しなければならない。

(2) 受付職員等

個体受付及び受入基準の指導等の業務を適切に遂行するために必要な職員数を確保しなければならない。

なお、獣肉処理施設管理運営職員と受付職員等は、それぞれの職務に支障のない範囲内で、これを兼ねることができる。

(3) 営業事務職員等

ジビエの営業・商談、経理事務等の業務を行うため、必要な職員数を確保しなければならない。

(4) その他

前記(1)(2)の職員が前記1の職員を兼ねることは可能であるが、前記(1)で示すように、業務時間中には必ず食品衛生責任者の資格を有する職員を獣肉処理施設に常駐させなければならない。また、前記(2)の受付及び受入基準の指導等に支障があってはならない。

なお、指定管理者は職員間の連絡調整体制について、定例ミーティングなど適切な対応ができるような措置を講じなければならない。

3 職員の選定

職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。なお、業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければならない。職員の採用については、現在雇用されている職員の継続雇用の配慮に努め、地元雇用に配慮すること。

4 職員の研修

職員の資質の向上を図るため、美作市（以下「市」という。）と連携して研修を行うとともに、獣肉処理施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

第4 業務内容

1 管理業務内容

指定管理者は、次の事項に基づき、適切な施設管理運営を行うこと。

(1) 植栽管理業務

進入路、獣肉処理施設内の植栽樹木等の維持管理を行う業務

(2) 清掃管理業務

獣肉処理施設地内の建物、附属施設、駐車場及び建物周辺等の清掃を行う業務

(3) 保守点検業務

獣肉処理施設内の設備及び機械等の専門的な保守点検を行う業務

(4) 警備業務

巡回等により危険箇所並びに不審者及び不審物等を発見し、獣肉処理施設内の安全を確保する業務

(5) 日常点検業務

目視点検等により、獣肉処理施設・設備等の日常点検を行う業務

(6) 廃棄物（ごみ）処理業務

ア 処理によって生じる残渣及び利用不可個体を、減容化施設を稼働し、廃棄物（ごみ）の減容化処理を行い、廃棄する業務

イ 一般ごみについて適切な分別を行って廃棄する業務

(7) 修繕業務

獣肉処理施設・設備等の破損、損壊、老朽化等した場合の修繕方法の検討、見積書の徴収、修繕の実施及び修繕データを保存する業務（ただし、修繕の実施及び修繕データを保存する業務については、第5の2の（7）で定める区分により、市が行うこととなる修繕は除く。）

(8) 備品管理業務

獣肉処理施設の管理に必要な備品について、適切な状態に保持・管理する業務及び施設の管理に必要なものとして新たに備品を購入し、適切な状態に保持・管理する業務

(9) 法令等手続き業務

獣肉処理施設の指定管理業務を遂行するために必要な関係法令等に定められた許認可、届出及び報告等の手続きを行う業務

(10) 保険加入業務

食品衛生事故等に対応するための保険に加入し、事故等が発生した場合に手続きを行う業務

(11) 市及び指定管理者の協議・連携業務

ア 事業報告書、業務報告、事業計画書及び予算資料を作成し市へ提出する業務

イ 市が行う業務に対して、問い合わせがあった場合の応対及び書類等の提出があった場合の市への送付に関する業務

ウ 施設の追加、改修及び整備については計画書を作成し市と協議を行う業務。

エ 市が、業務に必要なため資料等の提出を求めたときに対応する業務

(12) その他

その他管理業務を遂行するために必要な業務

2 施設業務内容

指定管理者は施設の目的達成のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 個体の受入及び解体処理

国及び県、美作市が定めるガイドラインを遵守した個体の受入、解体及び精肉処理に関する業務及び処理によって生じる残渣と利用不可個体の減容化処理を行う業務

(2) 個体確保業務

市場ニーズに応えるため、捕獲個体の安定確保を行う業務

(3) 獣肉等販売促進業務

各種団体が主催するジビエイベント及び商談会への参加する業務

(4) 案内業務

個体搬入者等からの問い合わせに対して案内する業務

(5) 受入基準指導業務

優良個体の確保と獣肉処理施設搬入する際の指導業務

(6) 販売業務

獣肉処理施設で少量の小売り、商品発送、代金受け取りの業務

(7) 個体受入の判別等業務

受入個体の判断を行う業務

(8) 個体搬入者の記録整理業務

獣肉処理施設への個体搬入者と個体記録に係る内容を作成し台帳記帳する業務

(9) 周知業務

ア 宣伝広報業務

パンフレット作成・配布及びホームページの作成、市の依頼する視察の対応等を行う業務

イ 受入個体確保業務

受入頭数確保のため、猟友会等への依頼や連携強化を図る業務

ウ 受入個体等データ収集業務

受入個体等の状況分析をするための基礎データを収集する業務

(10) その他

その他獣肉処理施設業務を遂行するために必要な業務

3 貸与車両管理業務内容

(1) 貸与車両運行業務

貸与車両の運行を行う業務

(2) 貸与車両維持管理業務

貸与車両の維持管理を行う業務

第5 業務基準

1 事業実施業務基準

- (1) 指定管理者は獣肉処理施設を利用し、市内で捕獲された有害獣及び真庭市ジビエカーで持ち込まれた枝肉の食肉処理等を行う事業を実施するほか、ペットフード肉処理を行う事業、さらには肉処理によって出た残渣及び肉処理に適さない個体を減容化施設を利用し減容化する事業を行うものとする。なお、事業を実施する場合は、獣肉処理施設の設置目的に応じて、これを充実・発展させるよう努めるものとし、市内で捕獲された個体の全頭処理をするような積極的な事業展開を図ること。
- (2) 指定管理者は、獣肉処理施設の有効利用や利用の促進のために必要と認める事業を自ら企画し、積極的に実施するものとする。
- (3) 獣肉処理施設運営する際は、必ず食肉処理業の許可を取得すること。また、必要に応じて食肉

販売業や各種団体へ加盟登録すること。

(4) 指定管理者は、事業実施に関して次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

ア 指定管理者が、獣肉処理施設運営上、必要な事業を行うために新たな業務を行う場合は、市と事前協議すること。

イ 獣肉処理施設を管理する上で、指定管理者は、安全第一の運営を徹底し、かつ円滑で、適正な運営に万全を期すること。特に、減容化施設においては関係者以外の立入を制限し、事故等起こらないよう管理すること。

ウ 獣肉等を販売する事業を行った場合、指定管理者は、購入者から指定管理者が定める料金を自己の収入として徴収することができるほか、市以外からの各種補助金、協賛金等を活用することができる。

(5) 管理運営のための事業収入の拡充に関する留意事項

指定管理者は、事業収入の拡充のため、所定の手続きを経て市の許可を得たうえで、ジビエ推進事業その他事業（以下「推進事業等」という。）を行うことができる。なお、推進事業等を行う場合は次に掲げる点に注意すること。

ア 推進事業等はすべて指定管理者の責任において行うこと。

イ 獣肉処理施設の一体的かつ効率的な管理運営のため、獣肉処理施設内での推進事業等は指定管理者のみに許可する予定であることから、指定管理者が推進事業等により収益を得た場合は、獣肉処理施設の適正な管理運営のための経費に充当すること。

2 管理業務基準

(1) 植栽管理業務

進入路及び獣肉処理施設内の植栽樹木等の維持管理については、資料6「施設等の維持管理に関する業務基準表」に基づき実施すること。なお、美観又は衛生において良好な状態に保つことができないおそれがある場合には、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じなければならない。

(2) 清掃管理業務

獣肉処理施設内の建物、附属施設、駐車場及び建物周辺等の清掃については、資料6「施設等の維持管理に関する業務基準表」に基づき実施すること。なお、美観又は衛生において良好な状態に保つことができないおそれがある場合には、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じなければならない。

(3) 保守点検業務

獣肉処理施設内の設備及び機械等の専門的な保守点検については、資料6「施設等の維持管理に関する業務基準表」に基づき実施すること。業務実施にあたっては、安全性、確実性及び経済性に配慮すること。なお、安全確保又は管理運営に支障が出るおそれがある場合には、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全確保又は適切な管理運営を行うために必要な処置を講じなければならない。

(4) 警備業務

ア 開館時間

獣肉処理施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の進入防止、不審物の発見・処置、火の元・

消火器・火災報知器の点検及び放置物の撤去等を行うこと。

イ 開館時間外

警備委託し、必要に応じ巡回警備を行うこととし、異常の発生に際しては速やかに対応できるよう体制を整えること。

(5) 日常点検業務

獣肉処理施設内の日常点検業務については、資料6「施設等の維持管理に関する業務基準表」に基づき実施すること。なお、安全確保又は管理運営に支障が出るおそれがある場合には、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全確保又は適切な管理運営を行うために必要な処置を講じなければならない。

(6) 廃棄物（ごみ）処理業務

清掃等で発生した廃棄物は、分別を行ったうえで獣肉処理施設内に集積し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年美作市条例第148号）など関係法令等を遵守し、資料6「施設等の維持管理に関する業務基準表」に基づき実施すること。処理により生じた残渣は減容化施設によって減容化し処分すること。

(7) 修繕業務

ア 応急的な修繕

（ア）獣肉処理施設内に於ける設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行うこと。

（イ）前記（ア）の結果を基に、指定管理者は早急に修繕を実施すること。

（ウ）修繕を実施する場合は、費用が100千円未満の修繕については指定管理者が、100千円以上の修繕については市が予算の範囲内において、それぞれ費用を負担する。なお、100千円以上の修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ市と協議すること。

イ 計画的な修繕

（ア）指定管理者は、獣肉処理施設内における設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年一回、市が別途指示するときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、市に報告すること。

（イ）市は、前記（ア）の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、市及び指定管理者は、次の（ウ）による区分により、次年度以降に修繕を実施する。

（ウ）修繕を実施する場合は、100千円以上の修繕については市が予算の範囲内において行う。100千円未満の修繕にあつては、応急的修繕又は計画的修繕にかかわらず指定管理者の費用負担とし、指定管理者は、適切な時期に修繕を実施すること。

ウ 災害に伴う修繕の費用負担

台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、前記ア（ウ）及び前記イ（ウ）にかかわらず、市の費用負担で実施する場合がある。なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ市と協議すること。

エ 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、別に定める修繕台帳に記帳すること。なお、修繕台帳に記帳する際には、併せて修繕箇所の写真を残すように努めること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、第4の1の(11)のアで規定する事業報告書の提出と合わせて、市に提出すること。

(8) 備品管理業務

獣肉処理施設の管理運営業務で使用する備品のうち、市が所有するものについては、市が指定管理者に無償で貸与する。

ア 備品の定義

性質、形状を変えることなく、長期にわたって継続使用に耐える物、長期にわたって保存しようとする物又は長期の管理に適する物で、取得金額10万円以上の物品。ただし、印章については、取得金額にかかわらず、すべて備品となる。

イ 備品の管理

備品を使用するうえで必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用負担により実施すること。

ウ 新調備品

指定管理者による管理開始後、獣肉処理施設の管理運営のため、備品が必要となった場合は、購入金額が100千円未満の備品については指定管理者が購入し、100千円以上の備品については市が予算の範囲内において購入し、指定管理者に貸与する。なお、100千円以上の備品が必要となった場合は、あらかじめ市と協議し、市が必要と認めた場合に限り購入することができる。

エ 備品の帰属

備品（指定管理者の費用負担分も含む。）についての所有権は、市に帰属する。

オ 事務用備品

事務用備品を新調する場合には、前記ウによる費用負担区分にかかわらず、すべて指定管理者の負担とする。この場合において、当該備品の所有権は、前記エの規定にかかわらず指定管理者に帰属するものとする。

(9) 帳簿の記帳業務

獣肉処理施設の管理運営に係る個体受入及び収入及び支出等の状況については、適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日（指定業務開始日）から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。なお、これらの関係書類については、市が閲覧を求めた場合は、これに応じなければならない。

(10) 法令等手続き業務

指定管理者は、獣肉処理施設の指定管理業務を遂行するために必要な関係法令等に定められた許認可、届出及び報告等を行わなければならない。なお、次に掲げる許認可、届出及び報告等は特に注意すること。

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

営業許可申請

(11) 保険加入業務

食品衛生の事故に対応するため、原則として次の内容による保険に加入すること。また、第6の10の(1)のリスクの分担に基づく指定管理者のリスクに対し、以下に示す保険以外にも管理運営業務を対象とした第三者賠償責任保険など必要と認める場合には適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険（建物のみ）については、市が加入する。

ア 食品営業賠償共済（賠償金についての補償）

獣肉処理施設で製造された精肉に不備及び管理上の瑕疵があり、他人に損害を与えた場合の管理者が負担する賠償金を担保するもの。

イ 補償内容（現在、加入している食品営業賠償共済）

賠償内容			賠償金額
賠償金	生産物賠償等 （対人・対物）	1 事故・保険期間中	10,000 万円
		被害者 1 名あたり	50 万円
	受託賠償 （対物）	1 事故・保険期間中	10,000 万円

ウ その他

保険契約又は保険契約更新が終了後、速やかに保険契約証券の写しを市長に提出すること。

(12) 市及び指定管理者の協議・連携業務

ア 報告書、計画書の提出等

（ア）事業報告書

管理業務に係る次の内容の事業報告書を、毎年年度終了後 30 日以内に提出しなければならない。

- a 管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- b 利用に係る料金の収入実績
- c 管理に係る経費の収支状況
- d 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- e その他別に協定書で定める事項

（イ）業務報告

獣肉処理施設管理の適正を期するための資料として、次の内容の業務報告を、毎月終了後、30 日以内に提出しなければならない。

- a 獣肉処理施設稼働の実績（受入頭数、搬入者、販売量、販売代金等）
- b 減容化施設の稼働実績（投入頭数、投入重量、減容化量、稼働時間等）
- c 業務管理の実施状況

（ウ）事業計画書

指定管理者は、毎年度、市長が定める日までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市へ提出すること。なお、作成する場合は、市と調整を図ること。特に、第6の8で規定する年度毎に市と指定管理者が協議のうえ設定する処理頭数等の目標に基づいた内容とすること。

(エ) 予算資料

指定管理者は、市が獣肉処理施設の管理運営に係る予算を措置するために必要とする資料を作成すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期（例年 10 月頃）については、別途指示する。

イ 市の決定権限に係る書類の送付

市に決定権限が属する事項について、問い合わせがあった場合は適切な対応をすることとし、書類等の提出があった場合は直ちに市に送付すること。

ウ その他

市が業務に必要なため、指定管理者に資料等の提出を求めた場合は、誠意をもって、協力・対応しなければならないものとする。

(13) その他

その他、この仕様書に定めのない場合で、管理に当たって対応が必要となった場合は、誠意を持って対応すること。

3 利用業務基準

(1) 受付・案内業務

ア 獣肉処理施設全体

(ア) 獣肉処理施設の概要等の基本情報を把握し、猟師等から、口頭、電話、ファクシミリ等による問い合わせがあった場合は、丁寧な対応と適切な案内に努めること。

(イ) 来訪者又は電話等による苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。

(ウ) 搬入者及び受入頭数を集計し、記録し、報告すること。

(2) 利用指導業務

獣肉処理施設・設備等の利用方法について、説明不足による事故が発生することがないように十分な指導・説明を行わなければならない。

また、減容化施設については関係者以外の立ち入りを禁止すること。

(3) 獣肉販売料金の設定業務

指定管理者は、他の類似施設との均衡を失しない範囲内で、あらかじめ市の承認を得て、獣肉販売料金を設定すること。なお、指定管理者が獣肉販売料金を設定する場合は、獣肉処理施設の有効活用の観点及び収支状況等を踏まえ、適切なものとする。

(4) 獣肉等販売料金の収納業務

指定管理者は、獣肉処理施設で販売される商品を自己の収入として収納する。また、取引先への獣肉等の販売料金は月末締め請求を原則とするが、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。なお、獣肉販売料金の徴収方法等について、指定管理者は、あらかじめ定めること。

(5) 減容化施設処理料の収納業務

指定管理者は、肉利用できない個体について、減容化施設処理料を自己の収入として収納することができる。減容化施設処理料の価格設定・変更する場合は事前に市及び猟友会と協議を行うこと。

(6) 個体受入の不許可、許可の取消し等業務

ア 指定管理者は、指定管理者の権限に属する利用許可について、次の場合には利用の許可の条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

また、この場合、搬入者に損失が生じることがあっても、指定管理者はこれに対して補償する義務を負わない。

(ア) 条例又は規則に違反したとき。

(イ) 野生鳥獣食肉ガイドラインの条件に違反したとき。

(ウ) 法定猟具以外の不正な手段により捕獲した個体の搬入。

(エ) 後記イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当したとき。

イ 指定管理者は、次のいずれかに該当するものに対しては、獣肉処理施設の利用を拒否し、又は退場させることができる。

(ア) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行った者

(イ) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定により不適当な者

(ウ) 建物、附属施設又は展示物品等を破損する行為を行った者

(エ) 前記に掲げる場合のほか、獣肉処理施設の管理上支障がある行為を行った者

(7) 搬入者許可台帳整理業務

個体受入許可に係る内容を、別に定める台帳に記帳し整理すること。

(8) 利用促進業務

獣肉処理施設の効用を最大限発揮するため、指定管理者は利用促進に努めなければならないこととし、次の事項を実施しなければならない。なお、実施する場合は、具体的な内容について市と協議すること。

ア 宣伝広報業務

(ア) パンフレット（リーフレット）及び料金表の作成・配布

(イ) ホームページの作成・公開・更新

(ウ) その他、獣肉処理施設の利用促進に有効な宣伝広報

イ 個体確保活動業務

指定管理者は、猟友会等への個体受入を確保するため連携強化を図ること。

ウ 獣肉処理施設稼働データ収集業務

(ア) 個体搬入実績のデータベース化（常時）

前記（7）の許可台帳との兼用を可能とする。

(イ) 搬入者へのアンケートの実施（随時）

アンケート内容については、市と協議する。

(ウ) 意見箱等の設置

必要に応じて意見箱等を設置し、獣肉処理施設の利用促進を図るために必要な行為を実施すること。

(9) その他

その他、この仕様書に定めのない場合で、利用にあたって対応が必要となった場合は、誠意を持って対応すること。

4 運營業務基準

(1) 個体受入確保業務

指定管理者は、獣肉を安定供給するため、猟友会と連携して優良個体の確保に努めるものとする。

ア 市内で捕獲された個体の処理について

(ア) 指定管理者は、当該獣肉処理施設を有効活用し、市内で捕獲されたイノシシ、ニホンジカの全頭処理を目指すものとする。

(イ) 新たに施設整備等を行う場合において、指定管理者が必要とする内容並びに設備及び器具等は、すべて指定管理者の責任及び経費において設置するものとし、重要事項については、事前に市と協議を行うこと。

イ 収益

(ア) 指定管理者は、減容化施設による収益は自らの収入とすることができる。なお、指定管理者が得た収入については、獣肉処理施設の適正な運営管理のための経費に充当すること。

(イ) 指定管理者は、本業務に係る事業報告書及び収支決算書を明示できるように帳簿等を整備しなければならない。

(2) 物品等販売促進業務

指定管理者は、利用者等の利便性を図るため、ニーズに応えられるよう物品等の販売を行うことができるものとする。

ア 物品等の販売について

(ア) 物品等の販売を獣肉処理施設で行う場合、食肉については、食肉販売業を取得すること。

(イ) 物品等を販売する場合は、指定管理者が必要とする内容並びに設備及び機器等はすべて指定管理者の責任及び経費において設置するものとする。

(ウ) 物品等販売業務を実施する場合において、指定管理者が必要とする備品は、第5の2の(8)のウによる負担区分にかかわらず、すべて指定管理者の負担とする。この場合において、当該備品の所有権は、第5の2の(8)のエの規定にかかわらず指定管理者に帰属するものとする。

(エ) 物品等販売する場合は、常に整理整頓し、清潔な状態を維持し、来場者に不快感を与えないように努めなければならない。

(オ) 物品等の販売内容を変更する場合は、市と協議しなければならない。

(カ) 工作物等を設置した場合において、指定管理期間終了若しくは使用期間中に公用若しくは公共用に供するために全部又は一部の使用許可を取り消したときは、指定管理者は速やかに工作物等を撤去し、原則として現状回復すること。

イ 販売商品の選択等

指定管理者は、販売商品の選択及び仕入れ等を自らの責任において任意に決定することができる。

ウ 価格設定

指定管理者は、販売する商品の価格を任意に設定することができる。ただし、一般的な市場価格及び利用者等の利便性を勘案した適正な価格としなければならない。

エ 収益

- (ア) 指定管理者は、物品等販売業務による収益及び次項オに規定する第三者へ委託した場合の収益も含め、自らの収入とすることができる。なお、指定管理者が得た収入については、獣肉処理施設の適正な運営管理のための経費に充当することを基本とするが、それでもなお収益が発生した場合には、指定管理者からの提案に基づき、市と協議の上、その半分を市に納付すること。
- (イ) 指定管理者は、他の指定管理者業務と独立した本業務に係る事業報告書及び収支決算書を明示できるように帳簿等を整備しなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、物品等販売業務の業務リスクが、指定管理者業務に影響を及ぼさないようにしなければならない。

オ 第三者への委任

指定管理者は、第三者（以下「販売運営業者」という。）に獣肉処理施設内の物品販売業務を委託することができるが、あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならない。なお、業務実施内容や経費負担については、指定管理者及び販売運営業者の双方で協議すること。

カ 関連法令の許可等

物品販売業務を行うにあたって、国の法令等に基づいて必要な許認可や届出等の手続きがある場合は、業務開始時までにはすべて完了していなければならない。

キ 衛生管理等

万全な衛生管理と商品の管理を行わなければならない。

なお、衛生管理は、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針と岡山県の野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインに、美作市獣肉処理施設への搬入基準を持って行わなければならない。

ク 事故等の防止

事故が発生しないように予防に努め、万が一、事故等が発生した場合は、直ちに書面にて市に報告しなければならない。

5 貸与車両管理業務基準

指定管理者は、市が無償貸与する車両を用いて、次の業務を行う。

無償貸与する車両

登録番号	車体番号	摘要
岡山 480 す 3146	DA63T-808996	軽トラック

(1) 車両運行業務

指定管理者は、獣肉処理施設管理のため、その用途により、環境整備、荷物の輸送等を行うものとする。

ア 交通法規の遵守

車両の運用について、指定管理者は安全運転を励行し、道路交通法(昭和 35 年法律 105 号)その他関係法令等を遵守のうえ適正な運行を行うこと。

イ その他

指定管理者は、適正な運行管理を行うため、運転日誌等の運行状況が確認できる書類を作成するとともに、職員のうちから日常の運行管理に係る責任者を定め

ること。

(2) 貸与車両維持管理業務

ア 車両の維持管理

指定管理者は、善良な管理者の注意をもって、貸与車両を維持管理しなければならない。また、燃料費、修理費、自賠責の保険料及び任意保険料、車検料、公課費その他貸与車両の維持管理にかかる経費は、すべて指定管理者が負担すること。

イ 車両の点検

(ア) 日常点検

日常点検を毎日行うこと。

(イ) 定期点検

法令等で定められた点検を行うこと。

ウ 車両の損壊時の対応

車両が損壊した場合は、指定管理者は遅延なく損壊状況等を市に報告しなければならない。また、指定管理者の責任に帰すべき事由により車両を損壊した場合は、指定管理者が自己の責任及び費用において原状回復しなければならない。

エ 事故等発生時の対応

当該業務の実施中に事故等が発生した場合は、指定管理者は警察及び消防等に連絡するなど適切に対応するとともに、遅滞なく事故状況等を市に報告しなければならない。また、指定管理者の責任に帰すべき事由により市又は第三者に損害が生じた場合は、指定管理者が自己の責任及び費用において対応するものとする。

第6 管理運営に係る遵守事項

1 管理運営に係る基本理念

指定管理者は、次の基本理念を十分に理解し、適切な管理運営に努めなければならない。

- (1) 獣肉処理施設は、公の施設であることから、利用者へ公平なサービス提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 事業計画書に基づき、利用者が快適に獣肉処理施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- (3) 利用者サービスの質が向上するように努めること。
- (4) 獣肉処理施設が最大限活用されるよう利用促進に努めること。
- (5) 獣肉処理施設内の設備等について、良好な状態に保つよう努めること。
- (6) 獣肉処理施設内の設備等に破損や故障が発生し、利用者の安全を脅かす事態が発生したときは、利用者の安全を確保するために必要な処置を行うこと。
- (7) 美作市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し積極的かつ自主的に協力するよう努めること。

2 関係法令の遵守

(1) 指定管理者関係法令

業務を遂行するうえでは、次の指定管理者関係法令を遵守すること。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ 美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例（平成 25 年美作市条例第 16 号）

ウ 美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成 25 年美作市規則第 10 号）

エ 美作市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年美作市条例第 55 号）

オ 美作市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則（平成 17 年美作市規則第 52 号）

カ 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付、食安発 1114 第 1 号厚生労働省医薬食品安全部長通知）

キ 岡山県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン（イノシシ・ニホンジカ）（第 3 版）

ク 美作市獣肉処理施設への搬入基準（イノシシ・シカ肉に係る衛生管理ガイドライン）（令和 2 年 3 月）

（2）その他関係法令

前記（1）の指定管理者関係法令のほか、業務を遂行するうえで関連する法令がある場合は併せて遵守することとし、特に次の法令には注意すること。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（ア）第 244 条第 2 項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけない。

（イ）第 244 条第 3 項

指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはいけない。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに美作市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年美作市条例第 1 号）並びに美作市個人情報取扱規程（令和 5 年美作市訓令第 3 号）第 18 条及び第 19 条

指定管理者には、管理を行うにあたり保有する又は知り得た個人情報の取扱いに関しては、本市と同様の責務が課せられるものであること。なお、個人情報の取扱いの具体的な内容については、資料 13「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

ウ 美作市行政手続条例（平成 17 年美作市条例第 13 号）

獣肉処理施設の利用許可等の手続については、当該条例の定めに従い、適正に処理しなければならない。

エ 美作市情報公開条例（平成 17 年美作市条例第 10 号）

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって当該条例の理念を尊重し、保有する文書の公開に努めなければならない。

オ 労働基準法（昭和 22 年法律第 40 号）

カ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

キ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

3 市と指定管理者で協議・調整を要する事項

これまでの規定のほか、次に掲げる事項は、市と指定管理者が調整又は協議を行うこと。

- (1) 獣肉処理施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合
- (2) 指定期間中に管理運営内容が変更される場合
- (3) その他、本仕様書等に記載のない事項

4 市からの要請への協力

- (1) 市から、獣肉処理施設の管理運営業務の実施状況及び施設の管理状況等に関する調査又は作業の指示があった場合は、指定管理者は迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- (2) その他、指定管理者は、市が実施又は要請する事業に対して誠実かつ積極的に参加・支援・協力・実施を行うこと。

5 関係機関との協議、連絡調整

事業実施にあたっては、美作市、関係機関及び地域団体等と協議、連絡調整等を十分に行うこと。

6 事故等発生時の対応

獣肉処理施設の性格上、事故が発生したときは重大な事故に繋がる可能性があるため、指定管理者は、獣肉処理施設の利用者の安全面及び体調面に特に注意し、利用者の事故等に対応するために必要な薬品・用具等を用意するとともに、救急法や応急処置法等に基づく対応ができるよう研修や訓練の実施を行うこと。なお、獣肉処理施設内において事故等が発生した場合に備え、緊急時における対応マニュアルを作成し、市に提出しなければならない。

また、現に獣肉処理施設内において事故等が発生した場合は、責任者に連絡を取るなど適切に対応し、市に対して報告すること。

7 災害時における対応

指定管理者は、災害が発生した場合には、市の指示に従い、適切に対応しなければならない。

8 受入個体数等の目標

獣肉処理施設の設置及び管理における有効性の評価と利用促進を図るため、市と指定管理者が協議のうえ、年度毎に目標を設定することとし、前記第5の2の(12)のアの(ウ)に規定する事業計画書は、この目標数値に基づいた事業計画とすること。なお、両者はこの目標の達成に向け鋭意努力しなければならないものとする。

9 業務委託等

業務の委託等を発注する際には、当該業務について当該委託先が、業務を行うために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。また、作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の場合の措置等の事項について、契約書に明記すること。なお、履行確認を行う場合は、日々完結する業務（清掃等）については、日々の作業報告書を提出させることとし、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

- (1) 業務委託状況

業務時間外の施設設備（冷凍庫温度、火災、故障等）の異常や盗難等に備えて、指定管理者が自己の責任及び費用において業務委託により対応するものとする。

10 経費の負担区分

獣肉処理施設の管理運営に必要な経費は、前記第4の1の（7）及び第5の2の（7）で規定する市が別途措置することとなる修繕費、前記第4の1の（8）及び第5の2の（8）で規定する市が別途措置することとなる備品購入費以外の費用については、すべて指定管理者の費用負担とする。

（1）リスクの分担

獣肉処理施設の管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとする。指定管理者は、これらに基づくリスクに対し、前記第5の2の（11）で示した保険以外にも必要と認める場合には適切な範囲で保険等に参加すること。

種 類	内 容	市	指定 管理 者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が年度協定において定める修繕費の範囲を超えるもの及び市と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制の変更等	指定管理運営に影響を及ぼす法令または税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	施設等に係る保険の加入	○	
	食品営業賠償共済等に係る保険の加入		○

種 類	内 容	市	指定 管理 者
周辺地域 及び住民 への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

注) 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定することとする

(2) 管理運営費

獣肉処理施設を管理運営する場合は、主として次表の経費が必要となり、指定管理者の負担とする。

区分	詳細内容
人件費	職員給与、法定福利費、福利厚生費
光熱水費	電気使用料、上下水道使用料、燃料費
設備等保守点検	電気設備、機械設備、空調設備等
清掃・植栽等	清掃、減容化後の廃棄物（ごみ）処理、植栽
修繕費	施設・設備・備品の修繕料
事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等
その他の経費	手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、公課費等

11 会計の独立

指定管理者の業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（獣肉処理施設指定管理者業務専用口座）で管理すること。

12 用地の借上げ

獣肉処理施設の敷地については、市有地であり、その管理は適切に行わなければならない。

13 リース物件の扱い

現在、美作市は下記のとおりリース契約を複数年で契約締結しており、指定管理者による指定管理期間の開始以降も契約が継続されるため、指定管理者は原則当該リース契約を継続することとし、当該リース契約を途中解約する場合は、指定管理者が自己の責任及び費用において対応するものとする。

物件	数量	契約内容	契約期間
デジタル複合機 FUJIFILM ApeosPorl C2360PFS-4T	1 台	月額 10,340 円 (税込み)	令和 3 年 7 月 1 日 ～令和 8 年 6 月 30 日

14 省エネルギー対策

獣肉処理施設運営上の室温管理に配慮しつつ、冷暖房等においてエネルギー使用の効率化（省

エネ)に努めなければならない。

また、管理運営上使用する文具や用紙等についても可能な限り再生原料を使用した製品の使用に努めるなど、積極的な省資源化に努めること。

15 喫煙対策

獣肉処理施設内は原則として禁煙とし施設外に指定された喫煙コーナーを設置すること。

第7 モニタリング

市は、獣肉処理施設の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり行う。

なお、詳細については、市及び指定管理者で締結する協定で定める。

1 モニタリングの方法

(1) 定期モニタリング

市は、指定管理者の管理運営業務の実施状況が、市の業務基準を満たし管理運営に係る基本理念に沿ったサービスを提供できているか確認するため、第5の2の(12)に規定する指定管理者から提出された事業報告書及び業務報告等により定期モニタリングを行うことができる。

(2) 随時モニタリング

市は、必要があると認めたときは、事前に指定管理者に通知をしたうえで施設の維持管理状況及び経理状況に関し報告を求め、実地について調査する随時モニタリングを行うことができる。

(3) モニタリングに対する協力

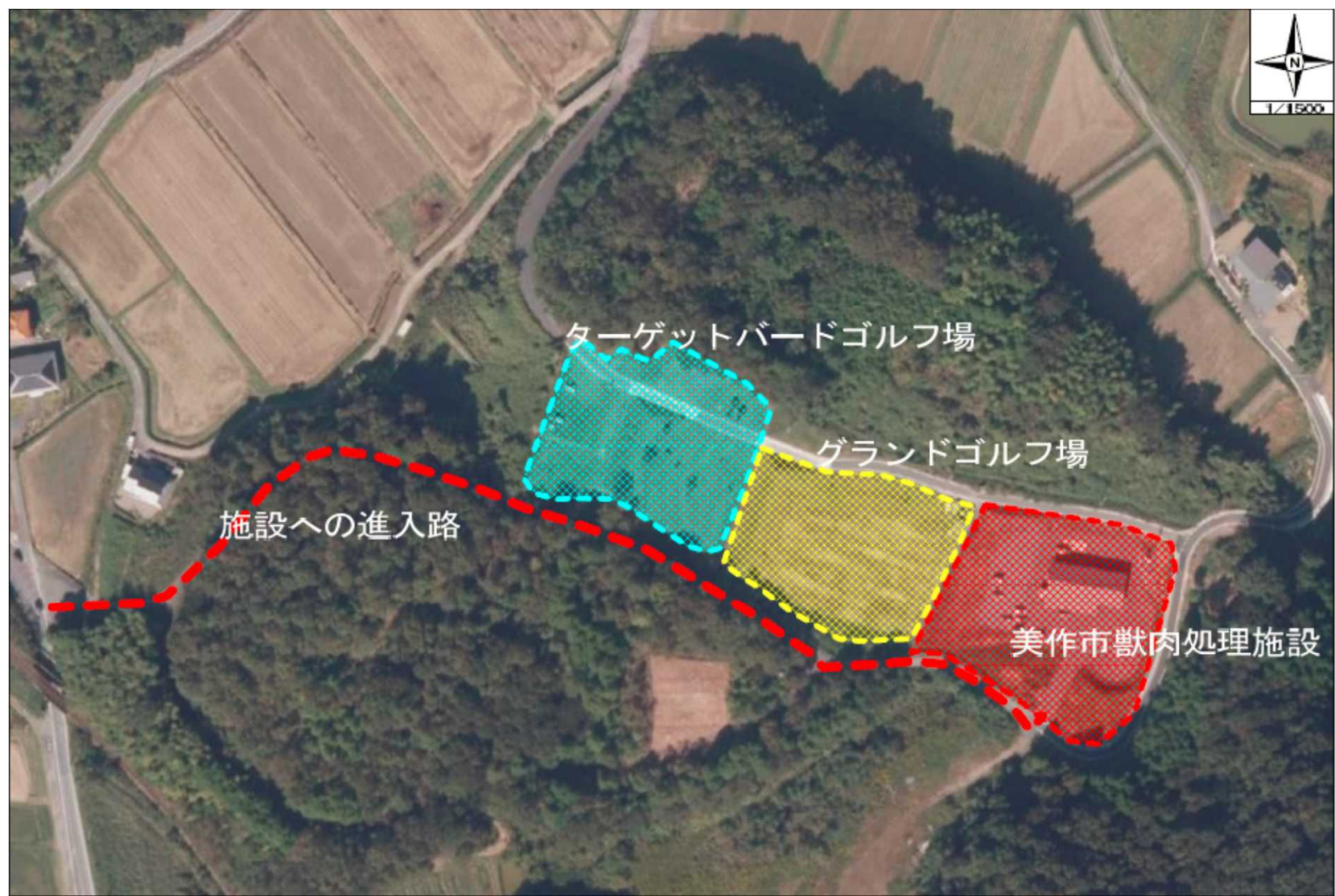
指定管理者は、市が定期モニタリング又は随時モニタリングを行うにあたり、獣肉処理施設の管理運営及び施設の現状等に関する資料作成及び実地調査等を求められた場合には、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

2 業務不履行時の処理

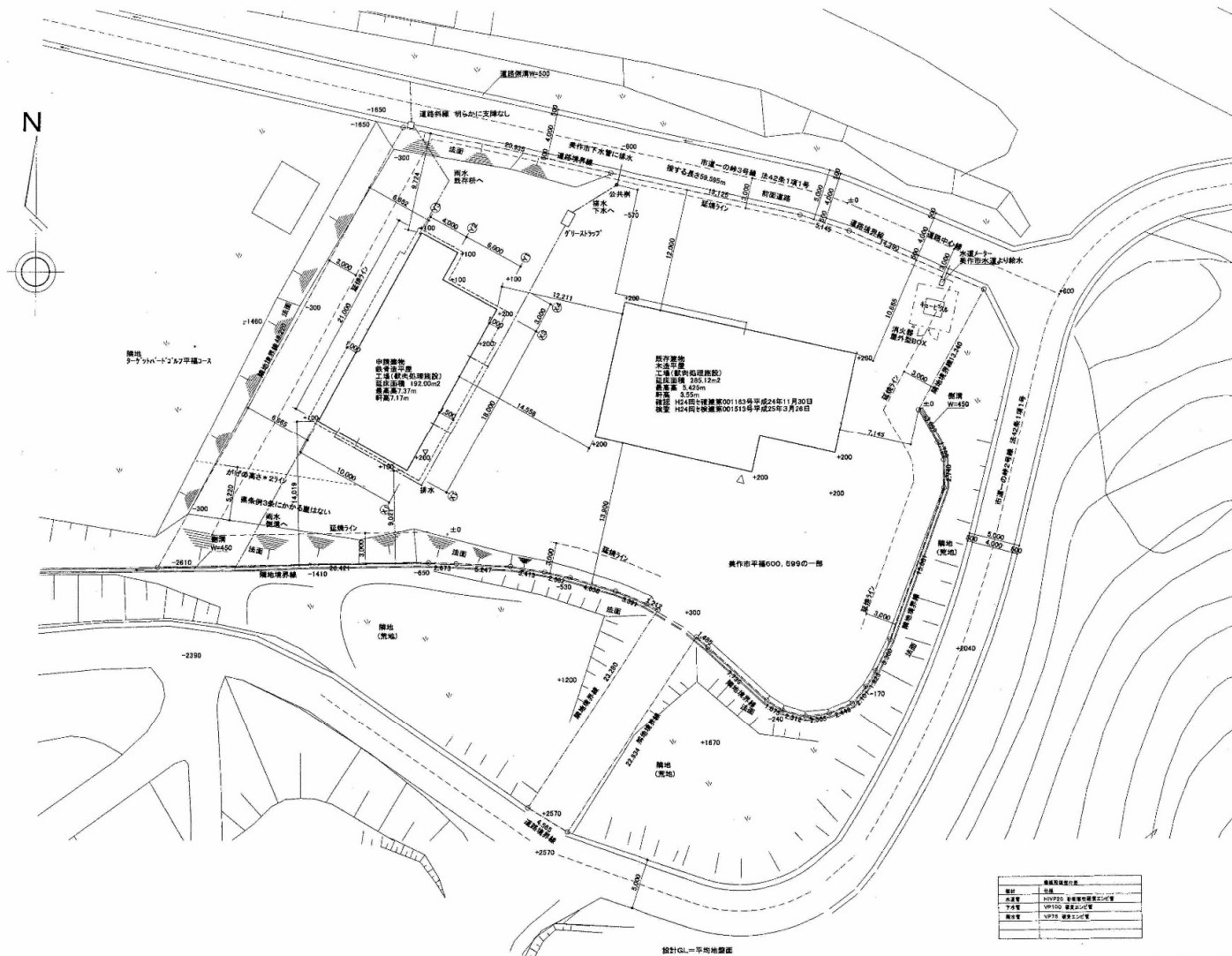
(1) 管理運営業務が業務基準を満たしていなかった場合は、市は指定管理者に対して業務改善の指示を行うことができる。

(2) 市は、指定管理者が市の指示に従わないときは、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

美作市獣肉処理施設 位置図



建築物面積			
	申請面積	既存建物	計
1階床面積	192.00	285.12	477.12
延床面積	192.00	285.12	477.12
敷地面積	199.55	285.35	484.91



建築物配置計画	
設計	計画
構造	RC造
基礎	基礎
防水	防水
防音	防音

1. 16 訂正
R1. 9. 8 完成図

工事名 有害物質減量化施設新築工事

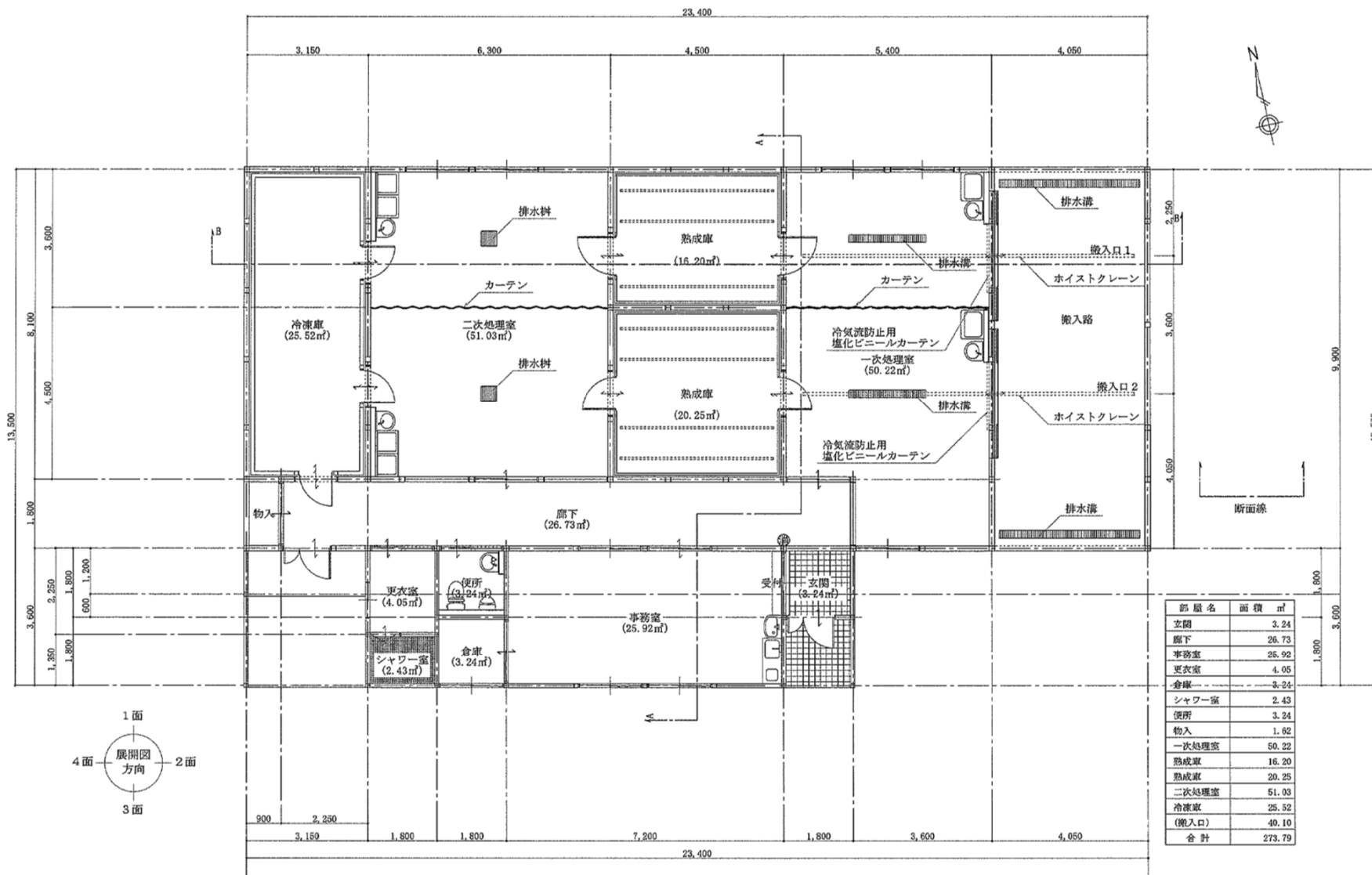
図名 配置図

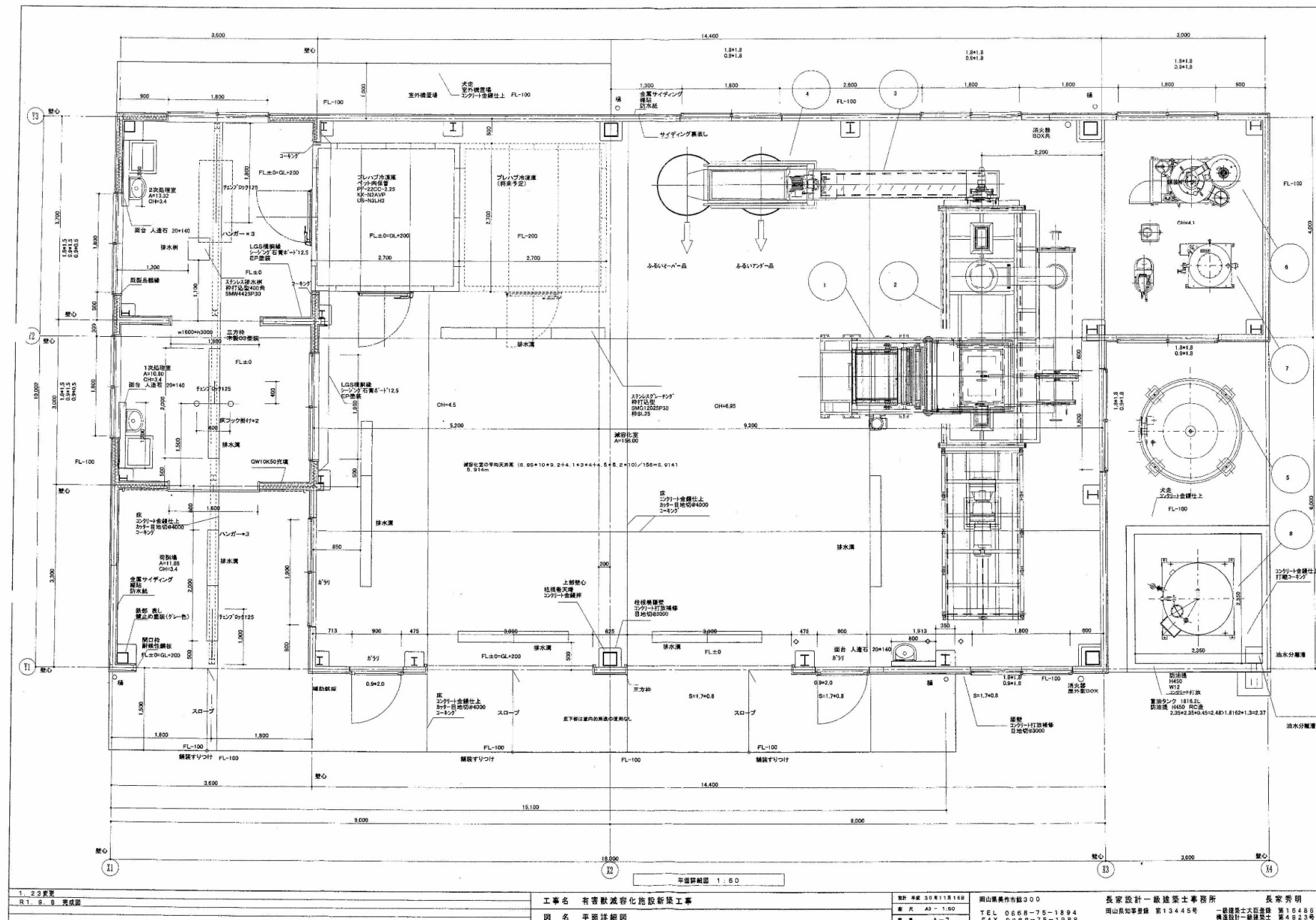
設計 平成 30 年 1 月 1 日
図 尺 A2 - 1:400
図 号 A-2

岡山県美作市 300
TEL 0868-75-1894
FAX 0868-75-1898

長家設計一級建築士事務所
岡山県美作市 300
TEL 0868-75-1894
FAX 0868-75-1898

長家秀明
一級建築士大臣登録 第164869号
構造設計一級建築士 第4823号





美作市獣肉処理施設

「～自然の恵み～地美恵の郷みまさか」の概要

1 背景及び目的

美作市においては、鳥獣による農作物の被害が年々拡大しており、被害防止を目的としたイノシシ及びシカの捕獲は平成26年度においては5,000頭を超え、これまで捕獲獣は一部の自家消費分を除いて、埋却等により廃棄していたが、獣肉処理施設の整備により、捕獲獣を獣肉として処理し販売することで、一層の捕獲の促進による農作物への被害低減と、新たな地域資源としての有効活用を図る。



2 事業の概要

(1) 施設の概要（所在地：美作市平福 600-1）

- ・事業名 平成24年度鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）
- ・実施主体 美作市（運営主体も同じ）
- ・総事業費 71,933,400 円
（内訳）国費：25,058,187 円
市費：46,875,213 円
- ・整備内容 イノシシ・シカ獣肉処理施設
（木造平屋建 1棟 285 m²）



※備品等(以下)については、上記交付金事業外（県費・市費単独）で別途導入
スライサー、冷蔵庫、冷凍庫、真空包装機等

(2) 運営体制（H25年6月から受入開始）

- ・運営主体：美作市
- ・施設職員：6名

【施設長（事務員兼務）1名、処理責任者（作業員兼務）3名、作業員2名】

(3) 獣肉処理計画：年間1,000頭（イノシシ：400頭、シカ：600頭）

(4) 施設持込実績（R3年度～R6年度）

単位：頭数

区分	合 計	食肉処理頭数実績				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
シ カ		1,650	1,221	1,019	1,067	876
イノシシ		255	107	133	126	18
合計		1,905	1,328	1,152	1,193	894

各年度の月別搬入実績は別添のとおり。

(5) 料理提供店及び加工品販売

鹿肉レトルトカレー（薬膳鹿肉カレー）を地元道の駅等で販売しており、「彩菜茶屋」ではメニューに「薬膳鹿肉カレー」などを提供している。

(参考) 施設持込実績

1 令和2年度 (R2年4月～R3年3月)

単位：頭数

区分	R2年									R3年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
シカ	147	159	150	92	63	116	235	156	164	105	130	133	1,650
イノシシ	22	12	13	21	23	34	51	23	13	10	19	14	255
合計	169	171	163	113	86	150	286	179	177	115	149	147	1,905

2 令和3年度 (R3年4月～R4年3月)

単位：頭数

区分	R3年									R4年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
シカ	84	95	112	88	74	95	177	121	92	116	76	91	1,221
イノシシ	6	5	13	14	19	23	19	5	0	0	0	3	107
合計	90	100	125	102	93	118	196	126	92	116	76	94	1,328

3 令和4年度 (R4年4月～R5年3月)

単位：頭数

区分	R4年									R5年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
シカ	62	103	102	69	46	69	166	98	79	71	72	82	1,019
イノシシ	6	14	8	15	15	19	24	11	8	3	1	9	133
合計	68	117	110	84	61	88	190	109	87	74	73	91	1,152

4 令和5年度 (R5年4月～R6年3月)

単位：頭数

区分	R5年									R6年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
シカ	78	74	111	60	52	65	204	114	76	56	85	92	1,067
イノシシ	9	9	9	18	16	15	19	18	4	0	6	3	126
合計	87	83	120	78	68	80	223	132	80	56	91	95	1,193

5 令和6年度 (R6年4月～R7年3月)

単位：頭数

区分	R6年									R7年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
シカ	54	82	68	50	36	51	167	119	74	54	43	78	876
イノシシ	1	7	4	1	1	0	2	2	0	0	0	0	18
合計	55	89	72	51	37	51	169	121	74	54	43	78	894

減容化施設概要

1 背景及び目的

平成29年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業）に取組み、減容化施設を整備することにより、美作市獣肉処理施設への搬入個体数を倍増させる事を目的に整備した。

2 事業の概要

施設の概要

- ・事業名 平成29年度鳥獣被害防止対策交付金（ジビエ倍増モデル事業）
- ・実施主体 みまさか有害獣利活用研究コンソーシアム
- ・総事業費 138,640 千円
（内訳）国費：76,175 千円
市費：62,465 千円
- ・整備内容 減容化施設一式
枝肉保管冷凍庫一式
資材保管倉庫



処理装置の構成

品名	規格	数量	単位
有害獣減容化装置 (ハッチングマシン)	・型式：ERS-1 型 ・主要材質：SS400 相当、SUS304 ・電源：AC200V 3 相 60 Hz ・主軸電動機 : 11 kW (インバータ駆動) ・真空ポンプ : 5.5 kW ・冷却水循環ポンプ : 7.5 kW ・排出口電動機 : 0.37 kW ・空気圧縮機 : 0.55 kW ・幅：約 2500 mm、長さ：約 7700 mm、高さ：約 4200 mm ・処理能力：2 t/日	1	式
反転投入装置	・型式：電動反転式	1	式
排出コンベヤ	・型式：軸なしスクリュウ	1	式
ふるい	・型式：振動ふるい	1	式
微生物脱臭・冷却装置	・型式：SBC-50ES	1	台
貫流ボイラー	・型式：RB0-500LN	1	式

投入用コンテナ



反転投入機による投入



反転投入機による投入



処理後残渣排出



排出コンベア及びふるい機



ふるい機処理後残渣

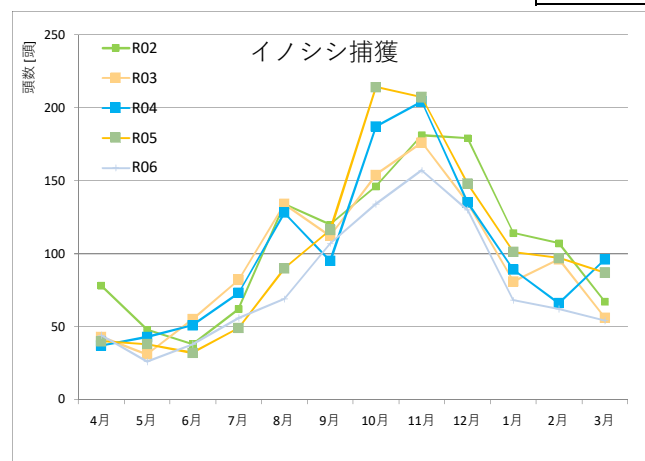


※ふるい機目の目により残渣を2種類の大きさに仕分けが可能

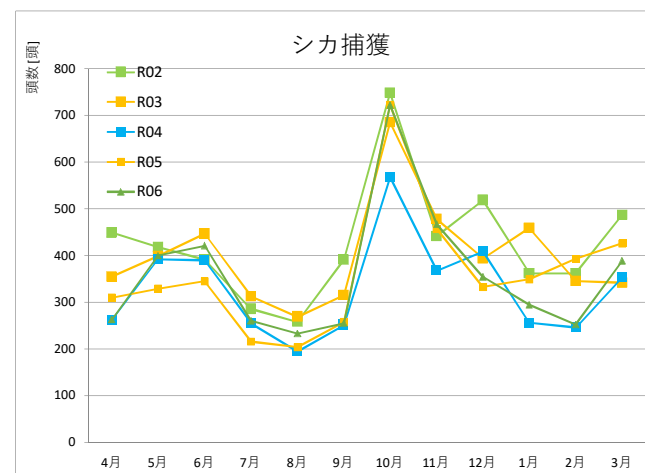
施設等の維持管理に関する業務基準表

業務名	対象業務	対象設備等	業務内容	
植栽管理業務	樹木等管理	進入路及び施設周辺植込地、草地樹木	植栽地の管理に当たっては、利用者等の施設利用と安全性を確保しつつ、清掃、病虫害駆除、剪定、刈り込み、草刈り、除草等、植物の育成や生育に必要な作業を適切な時期や方法を選び行うこと。	
清掃管理業務	清掃管理	事務所	清掃	毎日
		搬入口	清掃	毎日
		一次処理室	清掃	毎日
		二次処理室	清掃	毎日
		冷凍庫	清掃	適宜
		減容化施設建屋	清掃	適宜
		減容化装置	清掃	適宜
		ペットフードライン及び付属冷凍庫	清掃	適宜
衛生管理業務	細菌検査	精肉	細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ	年4回以上
保守点検業務	電気設備保守点検	受電設備、電化製品	日常点検、保守	使用日
	下水道設備清掃管理	グリストラップ	清掃	適宜
		ポンプ	オイル、ベルト点検	適宜
	空調設備保守点検	エアコン	保守点検、フィルター清掃	適宜
	減容化装置保守点検	操作系、駆動系、ボイラー	点検、清掃	適宜
警備業務	巡回警備	施設全体	巡回警備	随時
日常点検業務	全施設	施設全体	巡視及び施設の軽微な維持管理作業	毎週
廃棄物（ごみ）処理業務	ごみの集積及び処理	減容化後残渣	一袋10kg程度	1日3回、1回100kgまで

イノシシ	R02			R03			R04			R05			R06		
	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化
4月	78	22	3	43	6	5	37	6	10	40	9	11	44	1	16
5月	48	12	2	31	5	7	43	14	12	38	9	6	26	7	10
6月	38	13	2	55	13	9	51	8	14	32	9	10	38	4	13
7月	62	21	2	82	14	5	73	15	9	49	18	9	56	1	4
8月	134	23	9	134	19	24	128	15	26	90	16	7	69	1	2
9月	120	34	8	112	23	28	95	19	24	116	15	37	107	0	2
10月	146	51	6	154	19	27	187	24	51	214	19	72	134	2	0
11月	181	23	12	176	5	46	204	11	38	207	18	43	157	2	1
12月	179	13	6	135	0	11	135	8	17	148	4	20	130	0	1
1月	114	10	5	81	0	8	89	3	9	101	0	11	68	0	0
2月	107	19	8	96	0	17	66	1	8	97	6	14	62	0	1
3月	67	14	1	56	3	6	96	9	21	87	3	18	54	0	1
合計	1,274	255	64	1,155	107	193	1,204	133	239	1,219	126	258	945	18	51
搬入率	25.0%	20.0%	5.0%	26.0%	9.3%	16.7%	30.9%	11.0%	19.9%	31.5%	10.3%	21.2%	7.3%	1.9%	5.4%



シカ	R02			R03			R04			R05			R06		
	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化	全体	施設	減容化
4月	449	147	20	355	84	67	263	62	54	310	78	93	263	54	67
5月	418	159	29	398	95	80	392	103	99	329	74	110	400	82	103
6月	391	150	30	447	112	79	390	102	102	345	111	90	421	68	114
7月	286	92	36	313	88	48	255	69	73	216	60	51	260	50	68
8月	258	63	17	269	74	49	195	46	44	204	52	46	233	36	54
9月	391	116	50	315	95	67	251	69	69	258	65	78	255	51	71
10月	748	235	112	685	177	156	568	166	134	723	204	217	722	167	193
11月	441	156	73	478	121	124	368	98	86	457	114	120	467	119	139
12月	519	164	56	394	92	65	409	79	90	333	76	85	354	74	84
1月	362	105	42	459	116	110	256	71	71	349	56	98	294	54	66
2月	362	130	42	345	76	86	246	72	62	393	85	91	252	43	58
3月	487	134	63	342	91	80	353	82	93	426	92	119	388	78	103
合計	5,112	1,651	570	4,800	1,221	1,011	3,946	1,019	977	4,343	1,067	1,198	4,309	876	1,120
搬入率	43.4%	32.3%	11.2%	46.5%	25.4%	21.1%	50.6%	25.8%	24.8%	52.2%	24.6%	27.6%	46.3%	20.3%	26.0%
搬入率 (全体)	39.8%	29.8%	9.9%	42.5%	22.3%	20.2%	46.0%	22.4%	23.6%	47.6%	21.4%	26.2%	39.3%	17.0%	22.3%



R2～R6 美作市獣肉処理施設 歳入歳出決算額(税抜き)

歳入

(単位:円)

科目	内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
販売収入	売上	21,490,982	16,489,067	22,055,858	21,275,813	16,218,931
	雑収入	2,055,045	1,253,968	2,019,010	1,773,652	1,071,783
	指定管理料	5,092,592	2,634,000	2,634,000	2,634,000	2,634,000
合計		28,638,619	20,377,035	26,708,868	25,683,465	19,924,714

歳出

(単位:円)

科目	内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	給与	3,907,052				
	雑給与費	12,422,486	10,131,544	6,974,845	6,456,431	7,227,850
	賞与	894,000	264,000	124,000	144,000	88,000
	退職給付金	50,000	▲ 120,000			
	法定福利費	1,831,893	1,247,821	1,038,381	1,116,995	896,090
	福利厚生費	266,840	322,726	291,526	265,096	276,603
事業費	材料仕入	1,826,655	1,476,245	865,456	874,545	612,729
	支払手数料	92,333	722,687	2,206,476	2,266,059	2,126,401
	運賃	1,200,500	455,468	542,089	531,800	540,650
管理運営費	車両費	675,904	1,110,393	1,272,541	1,500,432	1,682,702
	旅費交通費		5,127			0
	通信費	139,358	172,779	196,836	111,982	118,739
	水道光熱費	2,436,810	2,517,953	4,026,281	4,673,012	3,570,264
	消耗品費	1,474,382	1,464,300	1,375,569	1,229,962	924,593
	減価償却費					
	賃借料	▲ 58,880				0
	管理諸費	200,749	268,271	242,392	199,347	216,580
	広告宣伝費		298,000	98,000	0	0
	雑費	92,000	▲ 91,900	27,000	10,073	0
	修繕費	107,360	249,873	176,510	133,060	92,370
	求人費			40,000		
	リース料			112,800	112,800	112,800
	租税公課費	11,960	6,100	8,400	1,000	1,800
	その他(保険料)	104,727	114,215	136,555	91,727	341,082
	食品衛生協会会費等					
	自動車重量税					
合計		27,676,129	20,615,602	19,755,657	19,718,321	18,829,253
収支		962,490	▲ 238,567	6,953,211	5,965,144	1,095,461
処理頭数	ニホンジカ	1,651	1,221	1,019	1,067	876
	イノシシ	255	107	133	126	18
合計		1,906	1,328	1,152	1,193	894

美作市獣肉処理施設 修繕状況

年度	修繕内容	金額
25	二次処理室蛇口修繕(給湯蛇口に変更) ニホンジカ処理用ほか	327,362 円
	平成25年度 合計	327,362 円
26	一次処理室 電動ウインチ修理(ワイヤー巻き直しほか)	8,370 円
	平成26年度 合計	8,370 円
27	包丁、まな板殺菌庫修繕ほか	208,434 円
	平成27年度 合計	208,434 円
28	スケールレジスター印字部交換	35,748 円
	平成28年度 合計	35,748 円
29	通用口改修工事(一次処理、二次処理コンセント整備含む)	291,168 円
	平成29年度 合計	291,168 円
30	浄化槽フロア修繕ほか	588,697 円
	平成30年度 合計	588,697 円
元	下水マンホールポンプのマンホール内配管修繕	152,625
	令和元年度 合計	152,625 円
R2	減容化装置ボイラー配管・給水ポンプ修繕	451,000 円
	冷凍庫修繕	115,093 円
	令和2年度 合計	566,093 円
R3	獣肉処理施設温水器修繕	400,400 円
	減容化装置真空ポンプ修繕ほか	886,930 円
	令和3年度 合計	1,287,330 円
R4	二次処理室エアコン他修繕	218,790 円
	獣肉処理施設電気設備等修繕ほか	371,800 円
	令和4年度 合計	590,590 円
R5	プレハブ冷蔵庫室内機修繕	1,060,400
	減容化装置真空ポンプ修繕	2,062,500
	減容化施設反転投入装置修繕他	507,870
	R5年度合計	3,630,770 円
R6	減容化装置水循環ポンプ修繕	1,745,700 円
	プレハブ式冷凍庫修繕	554,180
	真空包装器修理他	427,691 円
	R6年度合計	2,727,571 円
	総 計	10,414,758 円

美作市獣肉処理施設用備品台帳

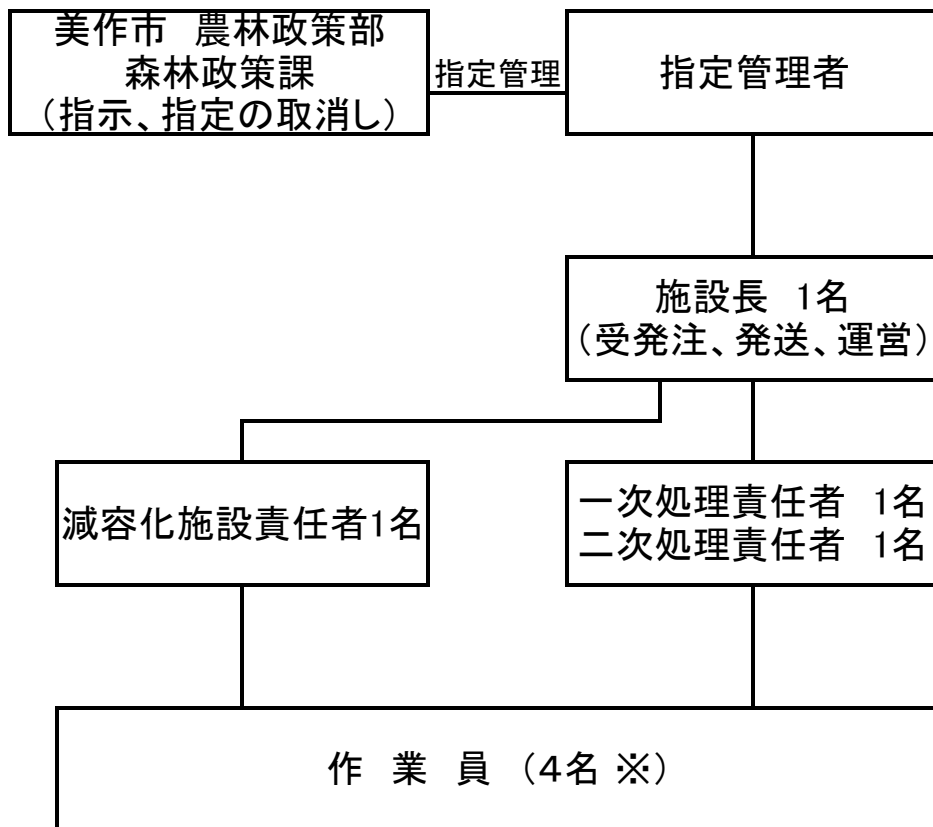
No.	年度	設置区分	備品名	規格	単位	数量	備考
1	24	事務	事務机	幅1400*奥行700*高さ700(両袖)	台	1	
2	24	事務	事務机	幅1100*奥行700*高さ700(両袖)	台	2	
3	24	事務	事務椅子	布張り事務用椅子(アーム付)	脚	3	
4	24	事務	書庫(ガラス両開き戸型)	幅900*奥行450*高さ915	台	2	
5	24	事務	ミーティングテーブル	幅1800*奥行900*高さ700	台	1	
6	24	事務	ミーティングチェア	キャスター脚タイプ・肘無し	脚	6	
7	24	事務	タイムレコーダー・カードラック	幅140*奥行104*高さ202	台	1	
8	24	事務	電話機	コードレス電話・子機2台	式	1	
9	24	事務	脚立	スタンダード兼用脚立 170cm	脚	1	
10	24	事務	シューズロッカー(オープンタイプ)	内寸幅220*奥行380*高さ393 8人用4列2段 外寸幅1000*奥行380*高さ900 中棚	台	3	
11	24	事務	シューズロッカー(オープンタイプ)	4列5段20人用 幅1000*奥行350*高さ1450	台	1	
12	24	事務	傘立	幅440*奥行190*高さ425	台	2	
13	24	事務	収納庫(オープン下置)	幅900*奥行400*高さ1750 5段	台	1	
14	24	事務	ブックラックワゴン	3段タイプ 幅686*奥行400*高さ1251	台	1	
15	24	事務	ポスト	幅1400*奥行300*高さ995	台	1	
16	24	事務	パソコン	ノートパソコン2台・セキュリティワイヤー1本	式	1	
17	24	家電	テレビ	26インチ液晶 110° BS/CS 付	台	1	
18	24	家電	オープンレンジ	最大出力1.43kw 庫内要領23L	台	1	
19	24	家電	冷蔵庫	2ドア 138L 幅48 奥行586 H1119	台	1	
20	24	家電	IG プラズマクラスター	幅392cm 奥行18.2cm 14畳 H500c	台	2	
21	24	家電	洗濯乾燥機	洗濯6kg 乾燥3kg	台	1	
22	24	家電	電気ケトル	高さ20.2cm 0.6L 幅15.2 奥行21.8cm	台	1	
23	24	家電	掃除機	ゴミ収納パック不用 仕事率450W	台	1	
24	24	処理	包丁殺菌庫	DS-113型	台	2	
25	24	処理	クレーンスケール	FJ-K200i	台	2	
26	24	処理	高圧洗浄機	EC-76	台	1	
27	24	処理	上皿秤	SD-50	台	1	
28	24	処理	カッターテーブル	W CT-11	台	4	
29	24	処理	ステンレス作業台	1800*900*800	台	3	
30	24	処理	ステンレス作業台	1800*900*800	台	3	
31	24	処理	ステンレス台下戸棚	2000*800*800	台	1	
32	24	処理	ステンレス台下戸棚	1800*800*800	台	1	
33	24	処理	メタルラック	910*610*1500	台	2	
34	24	処理	メタルラック	910*610*1200	台	2	
35	24	処理	ケーブルカッター	ME-500	台	1	
36	24	処理	パワーリフター	PL-H350K	台	1	
37	24	処理	スライサー	HBC-2S	台	1	
38	24	処理	ミンチ機	M-22A	台	1	
39	24	処理	替刃	1分目	台	1	
40	24	処理	替刃	2分目	台	2	

美作市獣肉処理施設用備品台帳

No.	年度	設置区分	備品名	規格	単位	数量	備考
41	24	処理	真空包装機	V-492G	台	1	
42	24	処理	金属探知機	MS-3141-35HI	台	1	
43	24	処理	スケールレジスター	SR-2000X	台	1	
44	24	処理	レジスター	TE-2500-15S	台	1	
45	24	処理	デジタルハカリ 防水	S-boxWP-3	台	2	
46	24	処理	カプセルビンク 5段	1820*610*1830	台	5	
47	24	処理	カプセルビンク 5段	1520*610*1830	台	2	
48	24	処理	捕虫器	F-20BG型	台	6	
49	24	処理	まな板	900*900*30	台	6	
50	24	処理	マルチラッパ	420B	台	1	
51	24	施設	軽トラック	スズキキャリー 岡山す480 31-46	台	1	
52	24	二次	ブレハブ式急速凍結庫	ホシザキ	台	2	
53	24	一次	製氷機	IM-90MD-STN	台	1	
54	24	二次	恒温高湿庫	HCR-120CZ3-ML	台	1	
55	24	一次	ブレハブ式急速凍結庫	AFR-40B-404	台	1	
56	25	一次、二次	除菌水自動供給装置	(株)アクシス	台	2	
57	25	一次	電動ホイスト	スリーエッチ 定格荷重=100kg	台	2	
58	25	二次	上皿自動はかり	大和製衡(株) SD-30	台	2	
59	26	事務	獣肉入出庫管理システム	山陽イシダ	式	1	
60	26	施設	ブレハブ式簡易物置	タクボ	台	1	
61	26	一次	吊り下げ式クレーンスケール	FJ-K200 I	式	1	
62	27	一次	電気のこぎり	RYOBI	台	1	
63	27	施設	エンジン刈り払い機	マキタ	台	1	
64	27	二次	真空包装機	TOSEI	台	1	
65	27	一次	デジタルカメラ	オリンパス	台	1	
66	27	二次	ベルトサンダー	EWS-76VLN	台	1	
67	27	施設	消火栓資機材	ホース4本、筒先、バルブキー、格納箱、	式	1	
68	28	施設	冷凍ショーケース	ホシザキ(彩菜みまさか箕面店設置)	台	1	地方創生事業
69	29	一次	シンク	H=800mm、W=1,500mm、D=750mm	台	1	獣肉振興課(愛のつばき)リ管理換え
70	29	二次	スモークマシン	H=1,280mm、W=800mm、D=750mm	台	1	獣肉振興課(愛のつばき)リ管理換え
71	29	一次	作業台	H=800mm、W=750mm、D=600mm	台	1	獣肉振興課(愛のつばき)リ管理換え
72	29	一次	台下戸棚	H=810mm、W=1,200mm、D=750mm	台	1	獣肉振興課(愛のつばき)リ管理換え
73	29	二次	ラベルプリンター	一括表示ラベルプリンター	台	1	地方創生事業
74	29	販促	電動自動回転式炭火焼きコンロ	ジビエ自動回転式コンロ	台	1	地方創生事業
75	29	捕獲	捕獲センサー一式	猪、鹿捕獲センサー(親機1台、子機・中継機兼用49台、中継機用バッテリー4台)	式	1	地方創生事業
76	30	施設	ブレハブ式簡易物置	タクボ	台	1	ジビエ倍增モデル事業
77	元	施設	減容化処理装置(装置に伴うもの一式)	型式 ESR-1型 処理能力 2t/日	台	1	ジビエ倍增モデル事業
78	元	施設	ブレハブ式急速冷凍庫	PF-22CC-2.25	台	1	ジビエ倍增モデル事業
79	元	処理	電気温水器	EWM-14	台	1	ジビエ倍增モデル事業
80	元	処理	クレーン	EQSP001 IS	台	2	ジビエ倍增モデル事業
81	元	処理	クレーン	EQ001 IS	台	1	ジビエ倍增モデル事業
82	元	処理	ステンレス作業台	1200*900*800	台	1	
83	元	処理	足場台	FU455-080X-MB	台	1	
84	元	処理	上皿自動はかり	50kg	台	1	
85	元	処理	ICコントロールヒーター	SCH-900	台	1	
86	元	処理	パワーリフター	PL-1-1350K(逆さ1本フォーク改造) 耐荷重 100kg	台	1	
87	2	施設	ブレハブ式急速冷凍庫	PF-22CC-2.25	台	1	

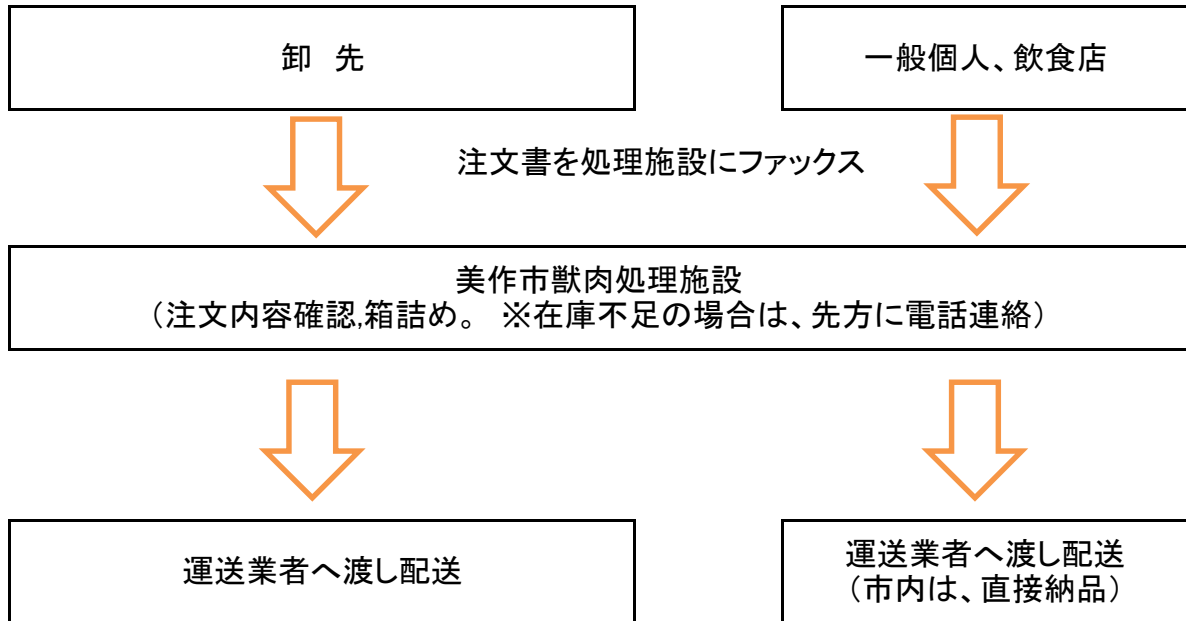
令和7年3月31日現在

令和6年度 美作市獣肉処理施設 職員配置図



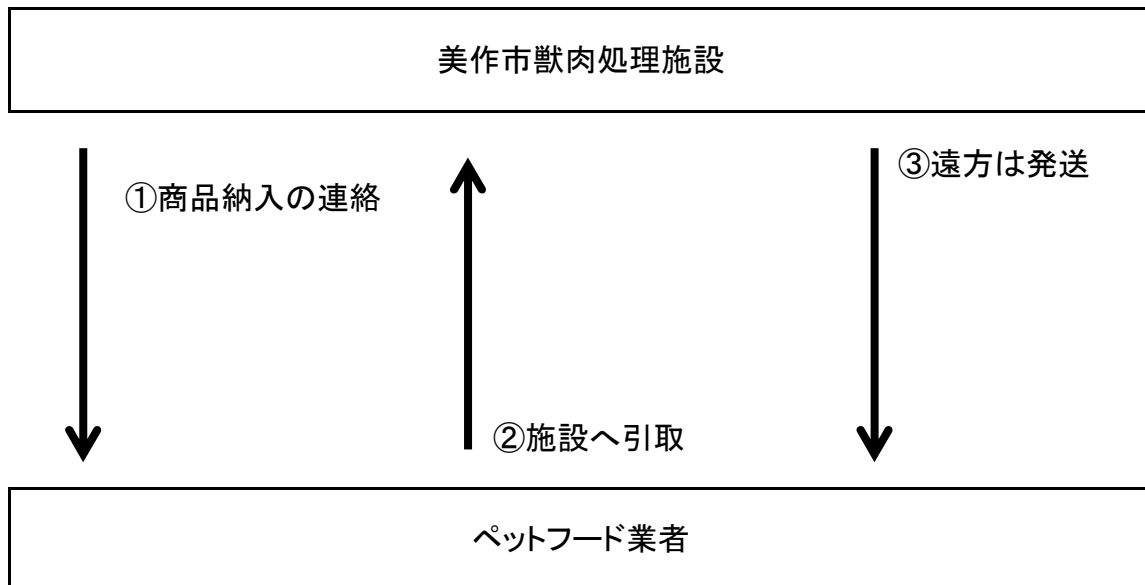
令和6年度勤務体制
通常時6人体制

◆美作市獣肉処理施設 食肉販売フロー図



- ※ 代金の請求は、月末締めで、翌月10日前後に請求書を発送。
- ※ 納期限は、市会計の出納閉鎖の関係から請求月の翌月末としている。
- ※ 売価については、各取引先で異なる。

◆ペットフード用肉等販売フロー図



(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、基本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、基本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても基本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、基本協定による事務を処理するための個人情報を自ら取扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者に取扱わせてはならない。

(収集の制限)

第5 乙は、基本協定による事務を処理するための個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、基本協定による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、基本協定による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(適正な管理)

第8 乙は、基本協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、基本協定による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、基本協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引渡し、若しくは破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。基本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査)

第11 甲は、乙が管理業務の実施に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時に立入検査をすることができる。

(指定の取消し及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、指定の取消し及び

損害賠償の請求ができるものとする。

(注) 1 甲は美作市を、乙は指定管理者をいう。